

和歌山市議会キャラクターの使用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山市議会に関するキャラクター（以下「和歌山市議会キャラクター」という。）の使用等に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 和歌山市議会キャラクターの名称は次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 和歌山市議会公式マスコットキャラクター わかのすけ

(2) 前号を補完するキャラクター 次に掲げるもの

ア 結和ちゃん

イ わしまる

2 和歌山市議会キャラクターの容姿は、別表和歌山市議会キャラクター一覧のとおりとする。

(管理)

第3条 和歌山市議会キャラクターの管理は、和歌山市議会事務局が行う。

(議会等による和歌山市議会キャラクターの使用)

第4条 市長は、次に掲げる者に、和歌山市議会キャラクターを使用させるものとする。

(1) 和歌山市議会

(2) 和歌山市議会議員（議会活動及び市政報告等に限る。）

(使用許諾の申請)

第5条 前条に掲げる者以外の者が、和歌山市議会キャラクターを使用しようとする場合は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、和歌山市議会キャラクター使用申込書（別記様式第1号）により申請しなければならない。

3 使用許諾の申請のために市長に提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の許諾等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査する。

2 市長は、前項の審査によりその内容が適当と認める場合は、その使用を許諾し、和歌山市議会キャラクター使用許諾通知書（別記様式第2号）を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査によりその内容が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を不許諾とし、和歌山市議会キャラクター使用不許諾通知書（別記様式第3号）を当該申請した者に交付するものとする。

(1) 飲酒、喫煙等、子供にふさわしくない表現を伴う使用

(2) 自己の業務に係る商号、屋号、商品、商品名、商標としての使用

(3) 和歌山市議会又は和歌山市の品位を損なう使用

(4) 公序良俗に反する使用

(5) 政治活動又は宗教活動を目的とする使用

(6) 暴力団、暴力団員その他これに準じる者（以下「暴力団等」という。）、資金提供その他を通じて反社会勢力等の維持、運営又は経営に協力又は関与する等、暴力団等との何らかの交流又は関与を行っているとは判断される者及び公序良俗に反する事業を行っている者による

使用

(7) その他市長が不相当と認める使用

(使用料)

第7条 和歌山市議会キャラクターの使用は、無料とする。ただし、市長が使用料の支払いを求めることが適切と認める場合は、この限りでない。

(禁止事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 和歌山市議会キャラクター及び名称を使用する権利の譲渡又は貸与
- (2) 和歌山市議会キャラクター及び名称の商標登録及び意匠登録の出願
- (3) 和歌山市議会キャラクターの形状、色彩等の著しい変更
- (4) 使用内容に反する和歌山市議会キャラクター及び名称の使用
- (5) 第6条第3項各号に該当する和歌山市議会キャラクター及び名称の使用

(状況報告)

第9条 使用者は、和歌山市議会事務局の求めに応じ、使用状況について報告しなければならない。

(表示)

第10条 使用者は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる表示を行うよう努めなければならない。

- (1) わかのすけを使用する場合 和歌山市議会公式マスコットキャラクター及びわかものすけ
- (2) 結和ちゃん又はわしまるを使用する場合 キャラクターの名称

(許諾内容の変更の申請)

第11条 使用者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ和歌山市議会キャラクター使用内容変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その許諾を受けなければならない。

2 前項の使用許諾については、第7条の規定を準用する。

(使用期間終了後の和歌山市議会キャラクター廃棄)

第12条 使用者は、和歌山市議会キャラクターの使用期間が終了したときは、速やかに和歌山市議会キャラクターデータ、複製物、印刷物その他一切の素材を速やかに廃棄し、第三者が利用できない状態としなければならない。

(使用許諾の取消し)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 使用申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に和歌山市議会キャラクター使用許諾取消通知書(別記様式第5号)により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用許諾を取り消された者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、前条に定める措置を行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により使用許諾を取り消したときは、使用者に対して損害賠償を請求

することができる。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。